

1/2

日本監査役協会が昨夏まとめた新しい「監査役監査基準」が波紋を広げている。企業統治（コーポレートガバナンス）の整備が進んだことを受け4年ぶりに改訂。法的には監査役職務ではないとされる「（経営判断の）監督」に踏み込んだことと多くの監査役が戸惑っている。

「御社はどう対応しますか」。昨年11月、協会が横浜市で開いた「監査役全国会議」。会議の合間に各社の監査役が話し込む姿が見られた。

同基準は監査役の行動指針。コーポレートガバナンス・コード（企業統治指針）の適用を機に、監査役存在意義を強めるのが改訂の狙いだ。職責の定義には「守備範囲

監査役の行動指針、4年ぶりに改訂

「監督機能」対応に戸惑い

日本監査役協会の「監査役監査基準」のレベル分け

レベル	項目の位置づけ
1	法定事項（会社法で監査役職務として定められたもの）
2	順守しなかった場合に会社法上の注意義務違反となる可能性が大
3	不順守でも直ちに注意義務違反にならないが、法的責任が問われる可能性も
4	企業統治コードを踏まえた努力義務事項、望ましい行動
5	レベル1～4に当てはまらない事項（行動規範ではない）

会社法上の役割越える

を過度に狭く捉えず、能動的・積極的な意見表明に努める」と記載。「新しい監査役像を示した」（永田雅仁事務局長）。

だが、この意気込みが「物議」を醸した。特に「自

を過度に狭く捉えず、能動的・積極的な意見表明に努める」と記載。「新しい監査役像を示した」（永田雅仁事務局長）。

だが、この意気込みが「物議」を醸した。特に「自

を過度に狭く捉えず、能動的・積極的な意見表明に努める」と記載。「新しい監査役像を示した」（永田雅仁事務局長）。

だが、この意気込みが「物議」を醸した。特に「自

を過度に狭く捉えず、能動的・積極的な意見表明に努める」と記載。「新しい監査役像を示した」（永田雅仁事務局長）。

だが、この意気込みが「物議」を醸した。特に「自

を過度に狭く捉えず、能動的・積極的な意見表明に努める」と記載。「新しい監査役像を示した」（永田雅仁事務局長）。

だが、この意気込みが「物議」を醸した。特に「自

値向上の観点から経営を監督することまでは求められていない。

協会基準は各企業が自社の監査規定を作る際のひな型となる。基準の各項目は、法的必要性の最も高いものを「レベル1」とした5段階に分類されている。「監督機能」については項目は、法的には必要とされないが企業

は「取締役が監査もする『監査等委員会設置会社』なら協会案が良いが、監査役を置く当社のような監査役会設置会社にはそぐわない」と話す。

トーマスも「監督機能の一部を担う」などの文言を、自社規定では削った。本田安弘・常勤監査役は「実践できる、また賠償を求めた。

ただ、「監査規定は一定の法的効力を持つもの裁判例がある」（協会の永田事務局長）ので注意が必要。昨年5月の大阪高裁判決だ。破綻した不動産会社、セイクレストの管財人が、不正を繰り返す社長を止められなかったとして監査役に損害賠償を求めた。

会社法は監査役に、取締役が不正行為をするおそれがある場合などは取締役会に報告することを

法務

（社）法務部

指摘する。（木ノ内敏久）